

女性活躍推進法が改正されます（令和 8（2026）年 4 月 1 日施行） ～女性活躍推進法とは～

男女雇用機会均等法の施行以降、徐々に企業内での女性の職域が拡大し、管理職に占める女性の割合も上昇傾向にあるなど、女性の活躍の場が広がってきました。その後、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が平成 27（2015）年に制定されました。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、求職者に資する情報公表を行うことが事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

●今回の改正は

男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大されます。

これまで従業員数 301 人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101 人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても 101 人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数 100 人以下の企業は努力義務の対象です。）

男女の賃金の差異の情報公開
についてのリーフレット



男女間賃金差異解消のための取組

企業において、女性の職域が拡大し、管理職に占める女性割合も上昇傾向にあるなど、女性の活躍が進んでいるにもかかわらず、労働者全体を平均して見た時の男女間賃金差異は依然として存在しており、先進諸外国と比較すると、その差異は大きくなっています。

各企業における男女間賃金差異の縮小に向けた取組を支援するため、厚生労働省では「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を策定しています。ガイドラインでは、男女間賃金格差の縮小に向けて、性別を問わず社員の活躍を促進すべく、賃金や雇用管理のあり方を見直すための視点が盛り込まれています。

また、自社の賃金等のデータを入力することで、男女間賃金差異に関する自社の状況と業種別・企業規模別の状況について簡便に比較ができる「男女間賃金差異分析ツール」もあります。ぜひご活用ください。

男女間の賃金格差解消
のためのガイドライン



労働安全衛生法及び作業環境測定法が令和 8（2026）年 1 月 1 日から 段階的に施行されています

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①個人事業者等の安全衛生対策の推進 | ②職場のメンタルヘルス対策の推進 |
| ③化学物質による健康障害防止対策等の推進 | ④機械等による労働災害防止の促進等 |
| ⑤高齢労働者の労働災害防止の推進 | ⑥治療と仕事の両立支援の推進 |

労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて



障害者の法定雇用率引き上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。今回は法定雇用率の引き上げと雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

- 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。
- 除外率が引き下げられました。
- 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。
- 障害者雇用のための事業主支援を強化しました。

障害者の法定雇用率引き上げ
と支援策の強化について



障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

カスタマーハラスメント対策の義務化

カスタマーハラスメントとは、

顧客等からのクレーム・言動のうち、クレーム・言動の要求の内容が妥当性を欠き、その要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるものです。

パワーハラスメント防止に関する指針におけるカスタマーハラスメントの対策について

厚生労働大臣が定めるパワーハラスメントの防止に関する指針においては、以下のようにカスタマーハラスメント等防止のための取組を行うことが望ましいとされています。

- ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ②被害者への配慮のための取組（被害者のメンタルヘルス不調への相談対応、著しい迷惑行為を行った者に対する対応が必要な場合に1人で対応させない等の取組）
- ③他の事業者が雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為による被害を防止するための取組（マニュアルの作成や研修の実施等、業種・業務等の状況に応じた取組）

ハラスメント対策
に関する改正ポイ
ントのご案内



しおかぜ湘南

(湘南勤労者福祉サービスセンター)

新規加入
キャンペーン中！



事業主の皆様へ 従業員の福利厚生の充実にご利用ください！

しおかぜ湘南は、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市内にある中小企業と個人事業主のための福利厚生サービスです。充実した福利厚生による良好な職場づくり、人材の確保につなげませんか？サービス内容も盛りだくさん！ぜひご加入ください。

★新規加入キャンペーン中!! 令和8(2026)年5月20日まで!
期間中に入会すると2か月間会費が無料!
※6か月間以上加入いただくことが条件となります。

【問合せ先】

湘南勤労者福祉サービスセンター
事務局 Tel. 0466-50-3900

2月・3月は解雇・雇止め等相談強化期間です

神奈川県では、2月・3月を「解雇・雇止め等相談強化期間」とし、「弁護士による特別労働相談会」等を実施します。相談は全て無料、秘密は厳守します。

かながわ労働センターでは、職場で直面するトラブルを防止するため、働く人たちや使用者の皆さまからの労働相談をお受けしています。また、労働問題を解決するために役立つ情報を提供し、講座やセミナーを開催しています。ぜひご利用ください。

相談窓口	相談場所	相談日	相談時間
一般労働相談	全労働センター	月～金曜	9:00～17:00
夜間労働相談	本所	火曜	17:00～19:30
	川崎支所（要予約）	第3木曜	
日曜労働相談	本所	日曜（年末年始を除く）	9:00～17:00
女性のための労働相談 （女性職員対応）	マザーズハローワーク横浜	第1・3金曜	9:00～17:00
	本所	第2・5金曜	9:00～17:00
（女性弁護士対応） ※要予約	本所	奇数月 第2火曜	13:00～16:00
	マザーズハローワーク横浜	第4金曜	13:00～16:00
	マザーズハローワーク相模原	偶数月 第3木曜	13:00～16:00
弁護士労働相談 ※要予約	本所	第1・3・5火曜	13:30～16:30 （※ 5・9・1月は 県小田原合同庁舎で実施）
	川崎支所	第4火曜	
	湘南支所（※）	第2水曜	
	県央支所	第3水曜	
働く人のメンタルヘルス 相談（カウンセラー対応・ 要予約）	本所	第2・3・4水曜	13:30～16:30
	オンラインカウンセリング	パソコンやスマートフォンを利用して希望の日時に実施します。但し各月の予約可能枠には上限があります。	

子育て世代向け

仕事と育児の両立応援 カウンセリング （カウンセラー対応・要 予約）	本所	具体的な実施日や予約方 法はお問合せください。	9:30～12:30 または 13:00～16:00
	川崎支所		
	オンラインカウンセリング	パソコンやスマートフォンを利用して希望の日時に実施します。但し各月の予約可能枠には上限がありません。	

弁護士による特別労働相談会

弁護士による特別労働相談（要予約）	本所	3月8日（日）、 22日（日）	13:30～16:30
-------------------	----	--------------------	-------------

【問い合わせ先】

予約・問合せ・労働相談は、かながわ労働センターへ

本所： TEL 045-633-6110（代） 川崎支所： TEL 044-833-3141

湘南支所： TEL 0463-45-3150（代） 県央支所： TEL 046-296-7311



神奈川県労働相談の
ホームページ

技能者表彰

令和7(2025)年11月30日に市民生活の向上に貢献してきた技能者の功労をたたえて、表彰式を行いました。今年度の受賞者は次のとおりです。(敬省略)

【技能功労者】

◇鎌倉彫塗師 森本 久男
◇大工 清水 勝
◇建築関係技能士 川野 定信
◇とび職 清澤 博幸

【優秀技能者】

◇大工 米澤 寿人

令和6(2024)年度労働環境調査の結果について

鎌倉市では、市内の事業所で働く勤労者の実態を明らかにし、労働環境の向上を目指した労働に関する調査を実施しました。令和6(2024)年度労働環境調査の結果は鎌倉市ホームページで公表されています。

鎌倉市労働環境調査のホームページ



各種相談

相談無料・秘密厳守!

鎌倉市では、専門家による労働問題に関する個別相談を無料で行っています。詳しい日時等は、広報かまくらに毎月掲載しています。電話予約の上、お気軽にご利用ください。

※対面での相談となります。体調不良の際は相談をご遠慮ください。(メール労働相談を除く)

予約・申込：鎌倉市 商工課 勤労者福祉担当
TEL 0467-61-3853 (直通) (予約受付は原則前月20日から)

労働相談・メンタルヘルス相談のホームページ



メールによる労働相談

鎌倉市のホームページ↓から相談を。

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/soudan.html>

回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、原則として一回の往復に限ります。労働問題全般にわたり相談に応じます。(社会保険労務士)

労働相談

職場での様々な労働問題や年金問題等について相談に応じます。勤労者、雇用者どちらでも相談可能です。(社会保険労務士)

メンタルヘルス相談

職場や労働環境のストレスで悩んでいるご本人や家族、その同僚や雇用者の相談に応じます。(シニア産業カウンセラー・精神保健福祉士)

就職支援相談

- ・一般
- ・就職氷河期世代優先
- ・女性優先

就職活動の進め方、履歴書・職務経歴書の書き方、面接対策等就職活動に関する事なら何でも相談に応じます。(キャリアコンサルタント)

※就職氷河期世代優先と女性優先につきましては、実施日の1週間前までの予約は優先とさせていただきますが、それ以降に予約に空きがある場合はどなたでも予約可能です。

※【出張相談会】

- ・日時 令和8年3月25日(水) 13:30~16:00
- ・場所 大船支所
- ・予約 3月24日(火)まで

就職支援相談のホームページ

